○愛知淑徳大学大学院学資援助に係る奨励給付奨学金 の申請及び選考に関する内規

(趣旨)

第1条 大学院奨励給付奨学金(以下、「奨学金」という。)の申請及び給付候補者の選考については、「愛知淑徳大学大学院学資援助に係る奨励給付奨学金1施行細則」及び「同2施行細則」に定めるもののほか、この内規に依ることとする。

(給付申請)

- 第2条 奨学金の給付を希望する学生は、定められた様式により定められた日までに申請書を提出しなければならないが、申請書には学籍情報のほか、次の各項目について記入することとする。
 - (1)研究課題と社会的意義
 - (2) 学修·研究成果
 - (3)教育経験
- 2 申請書には、研究指導教員による推薦文を要する。
- 3 研究指導教員は、申請書の学業成績欄の必要箇所に必要な数値を記入する。

(選考方法)

- **第3条** 各研究科は、次に掲げる評価項目により、給付候補者の選考を行う。
 - (1) 研究課題と社会的意義
 - (2) 入学試験の成績
 - (3) 在学中の学業成績(博士前期課程又は修士課程1年次の場合は学部在籍中の累計 GPAとし、博士後期課程1年次の場合は博士前期課程又は修士課程在籍中の累計 GPAとする)
 - (4)修士論文の評価 (博士後期課程1年次のみ)
 - (5) 学修・研究成果
 - (6) 教育経験
 - (7) その他研究科が必要と認めること
- 2 各研究科は、前項各号に掲げる評価項目の一部又はすべてを数値化し、研究科が定める基準を満たした者の中から、採用定員内の得点上位者を候補者として学長に推薦する。
- 3 前項の場合、博士前期課程又は修士課程1年次については前々項第(2)及び(3) 号を必ず含むこととし、また、博士後期課程1年次については前々項第(2)、(3)

及び(4)号を必ず含むこととする。

(評価基準)

第4条 前条の選考を行う場合の評価基準は、各研究科において定めるものとする。

(博士後期課程の採用人数の例外)

第5条 愛知淑徳大学大学院学資援助に係る奨励給付奨学金2施行細則第4条の定めにかかわらず、採用に該当する学生が不在の研究科の定員を他の研究科の採用定員に加えることができることとする。この場合、複数の研究科の定員を加えることを妨げない。2 前項により加えられる給付候補者は、所属する研究科の採用要件を満たしていなければならない。

(改廃)

第6条 この内規の改廃については、大学院委員会における審議を経て、学長が行う。

附則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。